

構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士

法適合確認に際して行う記名・押印等について

構造設計図書・設備設計図書に関する留意事項について

発行 一般社団法人 新・建築士制度普及協会

法適合確認に際して行う記名・押印等について

構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士が法適合確認を行った場合は、

- ・ 法適合確認の対象となる構造設計図書 / 設備設計図書に
- ・ 次の 又は のいずれかを記載したうえで
 - その内容が構造関係規定 / 設備関係規定に適合することを確認したこと
 - その内容が構造関係規定 / 設備関係規定に適合することを確認できないこと
- ・ 構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士である旨の表示をして記名、押印をする

ことが建築士法（以下、士法という。）において定められている。

これに関し、例えば、構造設計図書 / 設備設計図書に「法適合確認欄」を設けることが考えられる。

（１）法適合確認欄

構造設計図書 / 設備設計図書の下端に設けられるプロジェクト名、図面の種類・番号、設計者氏名・押印、設計者が所属する建築士事務所名などを記す部分に並べて、「法適合確認欄」として以下の記載欄を設ける。

（以下は、設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合を例として示す。）

設備設計一級建築士の氏名等記入欄

設備設計一級建築士		
氏名	設備設計一級建築士証交付番号（注１）	印

確認結果等記入欄

A 案

法適合確認結果等	
設備関係規定に適合することを	
確認した。 確認できない。	確認した範囲等（注２）

B 案

法適合確認結果等	
設備関係規定に適合することを確認した。（注３）	
確認した範囲等（注２）	

備考欄（注４）

- (注1) 設備設計一級建築士証の交付番号を図面に記載することは、建築士法上必須ではない。
なお、法適合確認を行った設備設計一級建築士については、建築確認申請書第2面の設計者欄に一級建築士として記載を行うとともに、建築確認申請書第2面の備考欄に、氏名及び設備設計一級建築士証の交付番号並びに法適合確認を行った旨を記載する。
- (注2) 「確認した範囲等」の欄を設け、確認した範囲、確認できない理由等を記す部分を設けることも考えられる(注: 建築士法上必須ではない)
- (注3) 確認できない場合は、「確認した」を見え消しで抹消し、「確認できない」と記載する。
- (注4) 必要に応じ、備考欄を設け、設備設計一級建築士が補足事項、コメント等を記載する。
設備設計一級建築士が法適合確認に際して建築設備士の助言を受けた場合に、備考欄にその旨明らかにすることも考えられる。

(2) 法適合確認を行った図面等における責任範囲の明確化

構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合、建築基準法において「設計者」として扱われるが、その責任は当該構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が法適合確認を行う範囲に限定される。従って、構造/設備設計一級建築士が法適合確認を行い、設計図書に記名、押印を行う際には、当該構造/設備設計一級建築士の責任範囲が明確になる記載を行うことが望ましい。
構造設計一級建築士/設備設計一級建築士がその種類や専門分野ごとに分担して法適合確認を行う場合には、「法適合確認欄」に以下の記載を行う方法が考えられる。

法規定の内容により分担する場合

「確認の範囲等」の欄や備考欄に、『ただし、建築基準法第 条 項・・・の規定(注: 法適合確認を行う範囲を適宜記入)に関する事項に限る。』と記載する。

一枚の図書が複数の図により構成されており、これらの図により分担する場合
「確認の範囲等」の欄に、『ただし、 図(注: 法適合確認を行う範囲を適宜記入)に関する事項に限る。』と記載する。

(参考) 自ら設計を行った場合の記名・押印等の方法

構造設計一級建築士/設備設計一級建築士が自ら設計を行った場合は、構造設計図書/設備設計図書に一級建築士である旨の表示をして記名、押印する(士法第20条第1項)とともに、構造設計一級建築士/設備設計一級建築士である旨の表示(士法第20条の2第1項)をする必要がある(「法適合確認欄」を設計図書に設ける必要はない)

構造 / 設備設計図書（図面、仕様書）に設ける「法適合確認欄」のイメージ

（以下は、A 案の場合を例として示す。）

構造設計一級建築士が法適合確認を行う場合

法 適 合 確 認 欄	構造設計一級建築士			法適合確認結果等		備考欄
	氏名	構造設計一級建築士証交付番号	印	本図(仕様書)に記載された事項は、 構造関係規定に適合することを		
				確認した。 確認できない。	確認した範囲等	
				確認した。 確認できない。	確認した範囲等	
				確認した。 確認できない。	確認した範囲等	

設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合

法 適 合 確 認 欄	設備設計一級建築士			法適合確認結果等		備考欄
	氏名	設備設計一級建築士証交付番号	印	本図(仕様書)に記載された事項は、 設備関係規定に適合することを		(注)意見を聴いた建築設備士の 氏名等を記載する。
				確認した。 確認できない。	確認した範囲等	
				確認した。 確認できない。	確認した範囲等	
				確認した。 確認できない。	確認した範囲等	

〔根拠：建築士法〕

第20条の2

第1項 構造設計一級建築士は、第3条第1項に規定する建築物のうち、建築基準法第20条第1号または第2号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行った場合においては、前条第1項の規定によるほか、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第2項 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の構造設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法第二十条（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定及びこれに基づく命令の規定（以下「構造関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第3項 構造設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

第4項 （省略）

第20条の3

第1項 設備設計一級建築士は、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計を行った場合においては、第20条第1項の規定によるほか、その設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第2項 設備設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の設備設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、設備設計一級建築士に当該設備設計に係る建築物が建築基準法第二十八条第三項、第二十八条の二第三号（換気設備に係る部分に限る。）、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条（消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る。）及び第三十六条（消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。）の規定並びにこれらに基づく命令の規定（以下「設備関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第3項 設備設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

第4項 （省略）

構造設計図書・設備設計図書に関する留意事項について

1. 構造設計図書・設備設計図書について

(1) 構造設計図書について

「構造設計」とは、構造設計図書（基礎伏図、構造計算書その他の建築物の構造に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの）の設計（その者の責任において設計図書を作成すること）をいい（土法第2条第6項）、構造設計図書の内容は土法施行規則第1条第1項において、以下のとおり規定されている。

建築物	構造設計図書	備考
建築基準法第20条第一号・第二号に掲げる建築物（共通）	建築基準法施行規則第1条の3第1項表2および第4項表1の図書のうち、構造関係規定に係るもの	構造関係規定に関し、建築確認申請時に提出を行う図書
建築基準法第20条第一号の認定を受けた高さ60mを超える建築物	建築基準法施行規則第10条の5の21第1項の図書	構造方法の国土交通大臣認定を受けるために提出する図書
限界耐力計算、保有水平耐力計算（ルート3）、許容応力度等計算（ルート2）、令第82条・第82条の4の計算（ルート1）を行った建築物	建築基準法施行規則第1条の3第1項表3の図書	構造計算書一式
大臣告示に基づく上の各計算と同等の構造計算を行った建築物	建築基準法施行規則第1条の3第1項表3に準ずるものとして大臣が定める図書	構造計算書一式

注）型式適合認定を受けた建築物に係るものは除外される。

(2) 設備設計図書について

「設備設計」とは、設備設計図書（建築基準法第2条第3号に規定する建築設備の各階平面図及び構造詳細図その他の建築設備に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの）の設計（その者の責任において設計図書を作成すること）をいい（土法第2条第6項）、設備設計図書の内容は、土法施行規則第1条第2項において、以下のとおり規定されている。

建築物	設備設計図書	備考
階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物	建築基準法施行規則第1条の3第4項表1の図書のうち、設備関係規定が適用される建築設備に係るもの	設備関係規定が適用される建築設備に関し、建築確認申請時に提出を行う図書

2. 留意事項

(1) 構造設計図書について

建築設備の構造安全性などに関する規定(建築基準法施行令第129条の2の4の規定)についても、構造関係規定として、構造設計一級建築士が設計又は法適合確認を行い、当該事項が明示される図書に、必要な記名、押印等を行う。

なお、これに関し、仕様書(特記仕様書等)に以下の記載を行い、必要な記名、押印等を行う方法が考えられる。

[記載例]

令第129条の2の4の事項 設計が該当する場合には、 にチェックを記入する。

- 建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。建築設備(昇降機を除く。)建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。こと。
 - 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
 - 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90cm以下とすること。
 - 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。
- 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、
 - 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
 - 建築物の部分を通り貫通して配管する場合には、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管を支持し、又は固定する場合には、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。

法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものについては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。こと。

構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状、寸法等についても、構造関係規定として、構造設計一級建築士が設計又は法適合確認を行い、当該事項が明示される図書に、必要な記名、押印等を行う。

なお、この場合、当該事項が明示される図書がいわゆる意匠図(平面図、立面図、断面図等)である場合には、必要な記名、押印等を行った上で、「(ただし、構造関係規定に限る。)」等の記載を行い、責任範囲を明確化することに留意する必要がある。

(2) 設備設計図書について

自然換気、自然排煙を採用する場合などにおける開口部の位置、面積、中央管理室の位置等についても、設備関係規定として、設備設計一級建築士が設計又は法適合確認を行い、当該事項が明示される図書に、必要な記名、押印等を行う。

なお、この場合、当該事項が明示される図書がいわゆる意匠図(平面図、立面図、断面図等)である場合には、必要な記名、押印等を行った上で、「(ただし、設備関係規定に限る。)」等の記載を行い、責任範囲を明確化することに留意する必要がある。